

# 般舟贊現流史料としての

## 續選擇文義要鈔

藤 原 猶 雪

端 書 この小論文の在る意味

本 文

(一) 書 名 考

續選擇—續選擇集—續選擇文義要鈔—續選擇輔翼

(二) 調卷、著者及び著作年時

下卷墨付—親鸞聖人門侶顯智の傳持—奥書—著作年時と校讀並に述懐—開讀と聽衆—調卷—著者、特に其の信念—笠置  
入室と淨土教歸學

(三) 内容、特に般舟贊現流史料并に本邦最初の般舟贊註釋としての所依求續門

本書の部門—第一部と上中二卷—第二部選擇名數加續門—第三部選擇所依求續門—般舟贊の將來及び現流の由來—圓行  
和尚と般舟贊—法然上人と般舟贊—入宋沙門明信—本邦最初の般舟贊疏序文—第三部の分科と般舟贊の引文—般舟贊引

○

『續選擇文義要鈔』は禪林寺靜遍の著作に係り、吾人の所覽は親鸞聖人門侶眞佛の附弟顯智所持の鎌倉時代寫本卷下冊のみ。然るに本書は實に般舟贊本朝現行の根本史料にして、やがて又日本における般舟贊註釋の嚆矢であること疑を容れぬ。予は本誌創刊號に於て「正安版生(般舟)讚與書を中心とする史的考察」と題する論文中の一項にて般舟贊の渡來及び現流を考定せむとした。即ち前者に於て先づ智圓の『般舟贊鈔』に鶴木行觀の説として引く弘法大師將來説を否認し、『血脉傳來鈔』に觀念法門と般舟贊を承和六年十二月十九日圓行の將來とし、法事讚を同十四年慈覺大師の請來とせるを評して、法事讚を慈覺の將來とするは可なれど圓行のそれに之を洩らしたるは未だしと云ひ又智圓の『禮讚鈔』に其の三疏并に將來者を分たざるに對し、三疏を圓行の將來とするは當れども慈覺に觀念法門と般舟贊を加ふはいかゞあるべきかと附言して其所に般舟贊の圓行和尚將來説を認め、之を『靈巖寺圓行和尚請來目錄』は言ふまでもなく複證として正安版『般舟贊』に現れたる寛喜二年明信の奥書を提出し、附するに『傳通記』并に『樛鈔』に四帖疏の智證大師將來を更らに具疏にまで及せるを禮讚以外の具疏に對しては疑を存しておいたのである。然り而して般舟贊は承和六年十二月十九日將來されしが、建保五年亥冬に至る三百八十八星霜の永きを御室仁和寺の寶藏に

函封され、偏依善導とまで私淑せし念佛の元祖法然上人も遂に本疏に拜接せず（十六門記、般舟贊秘鈔、同智圓鈔）して終らせられしことの左證を、舟贊發見現行の建保五年より僅かに十四年の後なる此の寛喜の奥記に索め、更らに發見の場所を三井寺とする一説（本法院禮讚聞記）の何等史的徵證なきを以つて扶殺し、仁和寺法金剛藏（智圓鈔、秘鈔）に襲藏されしことの愈々疑を容れざるを明にし、又其の發見者若くば之に準すべきものに西山の善惠（秘鈔、及び智圓鈔に見ゆる行觀の所説）と禪林寺の靜遍（智圓鈔）とある中、其の何れを前とすべきか定かならず、想ふに兩者は恐らく其の發見者と云はんより建保五年仁和寺寶庫に秘藏せらるゝことが世に知れて何れも之を寫出したるものと見るが妥當なるべきかと考へて置いた。然るに今や建保六年靜遍の著作『續選擇文義要鈔』下卷を見るに及んで、靜遍（心圓と改む）は之を或る貴所（恐らく仁和寺）より傳へて續選擇の第三部所依求續の一門を成せるを知り、加之源公（法然上人）在世中般舟贊の御所覽なく則ち同法者に命じて宋朝に之を訪ねしめしが遂に之を得ず恨を遺して空しく歸るとあるもの、實に予が前稿に於て『大原問答』並に『黒谷傳』等に般舟贊を引きて法然上人の敎化を述ぶるが如きは頗る怪しきことにて移して以つて其の正しき撰者にあらざるを指摘せしを裏書するのみでなく、或は法然上人の命を承けて入宋せる同法とは前稿の明信（一念義幸西に師事し門下入眞に兄事したる人、因云一念義の集團は佛敎聖典印書普及の如き文化事業に貢獻する所甚だ多く今の明信の如き其第一

人者どすべきか、又云吾人の前稿は一に「鎌倉末佛敎文化史上における一念義幸西門下の意義」と改題修補し得る。其の人にあらざるか。彼れは實に建曆三年善導疏開版事業に着手するに先つて入宋し其の證本を索めしが容易に入手せず窮餘かれは遠來の意の存する所を異國の門邑に普及する爲に簡を認めて街衢に樹て、或は彼地の印匠とも謀つて盟約を結び闔く禁中にまでも之を闔ひしが終に一の完全なる證本をも得ず、たゞ「八門玄」（玄談八門を有する世に知られざる善導大師撰述の斷簡なるべきか）を拜するを得

### 図版Web非公開

て請來せるに過ぎずして空しく歸朝せるに合考する秋、吾等は其所に思半に過ぐるものがあるを信ずる。茲に於て乎吾人は「般舟贊現流史料」としての續選擇文義要鈔」なる一文を以て予の前稿を補はんとすると同時に兼ては日本最初の般舟贊註釋書として『續選擇文義要鈔』を世に紹介するの光榮を有するものである。

年時を明にせる記載事項の最後文永元年（一九二四）五月三日に及ぶ『法然上人傳記』（九卷傳）に「續選擇を作りて」と記し、又舜昌（一九一五）の『法然上人行狀畫圖』にも「續選擇をつくりて上人の義道を助成し」とありしが、天文十七年（二二〇八）十一月下旬書寫の奥記を有する『蓮門宗派』の第一圖、及び元祿十五年（二二六六）に成りし師巒の『本朝高僧傳』には共に「作續選擇集」と集の一字が加へられてある。然るに安永七年（二四三八）編者玄智の識語ある『真宗教典志』には「續選擇一卷禪林寺靜遍作出舜昌傳四十二但云助顯上人義道應非逐文而釋」とある他『續選擇文義要鈔一卷闕卷』を出し、之より先（十餘年前に成る）わが慧琳の『學部必用目錄』にも已に「續選擇文義要鈔一卷缺卷寫本」と見えしが續選擇の名は擧げてない。想ふに此の如きは晩くも寶曆明和安永の頃には靜遍の謂ゆる續選擇は失本と考へられしが如く（慧琳の之を出さざるは言ふまでもなく、玄智のそれを記すは單に舜昌傳より補ふたに過ぎぬ）夙に本書は失本と考へられたまでに希觀書であつたことが知れる。かの蓮門宗派や高僧傳に集の字を加へしが如きは之を象徴するものと云へる。然るに明和前後における眞宗東西兩派における典籍探訪（假名聖敎出版の準備として）の結果、從來の聖敎目錄等に其名の見えざるものが新に標擧せらるゝことゝなつた。即ち今の「續選擇文義要鈔」の如き明かに其の一である。然れども慧琳玄智の時代には未だ以て其の作者を詳にせず、加之何れ

も缺卷として其の卷次さへ傳へられてないのは吾人の永く憾とする所であつた。然るに這回越前法雲寺主の厚意により『續選擇文義要鈔』下卷の眼福を得て其の作者を詳にし得たるのみにあらず、實に九卷傳及び舜昌傳等に見ゆる「續選擇」とは恐らく其の略名にして、蓮門宗派及び高僧傳等に「續選擇集」とあるは本書が選擇集の續編たる邊を立稱せるものに係り、共に其の正しき書名は「續選擇文義要鈔」なりしことが考へらるゝことゝなつた。——因みに之を近時の録に徴するに『淨土宗經論章疏錄』（明治三四字田總兵衛編）には「續選擇後禪林寺靜篇三」と記し『佛家人名辭書』（同三七鷲尾順敬氏編）には「續選擇集」を出し共に從來の書名を採りしが、獨り近刊の『禪林寺誌』（大正二年同寺出版）には「續選擇輔翼」と名けられてあるのは章疏錄に三卷と明記せる共にと特徴とすべきである。但し寺誌に靜遍を傳記する其の據所として高僧傳、圓光大師畫傳、雍州府志及び當山（禪林寺）舊記を挙げたれば、此の書名に就き先づ前四書に檢尋するもこれなきを以つて謂ゆる「當山舊記」なるもの所傳にや。本書に就ては禪林寺の舊記なるものは言ふまでもなく靜遍研究に對しては尊重すべき性質のものなれども時代不詳、想ふに或は其の舊記にも此名なく「續選擇」は選擇集を助顯するの義意を以つて「續選擇輔翼」なる一義名を新に立稱せしものにあらざるか。因みに『法然上人至狀畫圖』に「續選擇をつくりて上人の義道を助成し一偈をむすんでいはく、一期所按極永捨三世道理唯稱阿彌陀一語嘿常持念」とありて一見この偈を以て續選擇を結べるが如く聞え

而して『續選擇文義要鈔』の下卷にこの偈なきを怪しむなきにあらず、されど之を下記の『九卷傳』に徴するに此偈は續選擇に書きつけられたるものにあらざるを知りて、文義要鈔の他に續選擇これなきことを依然として留保し得るは幸である。

二

現に越前法雲寺に襲藏せる本書は下卷にして内題には單に「續選擇文義要鈔」とありて卷次を票記せざれど、外題には明かに「續選擇文義要鈔下」と標擧し、表紙と内題を有する本文との間に二紙を納れ、初紙には稍左寄り上部に「下」の一字を書し、次紙は空白にしてある、而して此の表紙の外更らに一葉の包紙を有し左寄りに別筆「續選擇文義要鈔下」と題し其の左下に同筆にて「釋顯智」と署名してある。これ言ふまでもなく本書は顯智の舊藏に係り（若しそれ此の署名を所持の意に解せずして著作者の自署と見るが如きは誤の甚しきものである、某大寺の史志には之を顯智の作に數へてある。）彼れは自ら此の包紙を附して之を崇重したものであらう。而して本文の部分は五十丁（半丁六行々十八字）と三行三字に及び（但し其間餘白を存すること言ふまでもない）裏書と票するもの并に奥書合して四丁（本文の終丁餘白より始む）に亙る故に内部の墨附を合算する時は五十五丁（終丁の裏面は空白）となり、他に裏表紙と前記の表紙并に包紙等を合せば都て六十一丁より成るものである。而して某寺黒印を三所にどゞめ其の傳來を知ることが出来る。

かくて吾人は本書の調卷、著者及び著作年時を考察するに當りて先づ便宜上奥記の全文を擧げて置かうと思ふ。

建保六年十月四日於嶺殿善導御影御前讀畢生年四十一歲罷所識入笠景寺解脫上人空爲不退轉道心(一)  
祈請所歸佛神詠一首(二)

おもひたつこゝろいろあるたひころも

□ゑらの露にかゑらすもかな

從(三)□十一月十五日於眞如堂始於上卷同七年正月八日始下卷同十五日畢同聽聞輩三萬人許(同)云々

今年五十三參經(四)北白川嶺殿非退非不退經十三ヶ年同法樂頻告命尼之夢仍綴此三卷私記以爲獲鱗一集以一首續前詠建保六年九月比也

よをあきの我身もいまはすゑのつゆ

もとのしつくもさもあらはあれ

右は之を脇註數字の如く四箇に分つべきものであると考へる。即ち第一奥は本書の著作年時を示すものにして、建保六年十月四日これを北白河嶺殿（不詳、但し憶想を交ふれば或は之れ知恩寺か將た峯坊か。一代要記及び皇年代記の後二條天皇の下に葬北白河殿北白河昔時此間總名也）とありて名跡志に北白河陵は自三百萬遍一仰辰間二町許路傍北とある、而して知恩寺はもと加茂の神宮寺たり



しが法然上人淨土敎弘布の當時社人其の敎に歸依し之を讓り、上人は之を弟子源智に附して今日に至る、當時北白河の邊に善導大師の御影を安置する所を索むれば一に本寺なるべきか、加之或は名跡志に善導院在 西門内左門東向佛殿南向本尊善導大師立像二尺許自作此像東大寺俊乘坊唐土より將來せり當院初京師上兼康町にあり中比移當寺内開基等譽上人と關するものなきや。次に峯坊は名跡志に出眞言舊記實賢僧正住持而在北白河とある)における善導大師の御影前に校讀せるものゝやうである。而して次は改行もせず筆を續けたれば一見第一奥より分立すべきものにあらざるが如きの觀あれども、徐ろに前後を考察すれば此より十三年の先、靜遍は數へ年の四十一歳にして笠置の解脫上人の室に入りたる當時の求道上の心的狀態を述懐せるものであることが知れる。即ち彼れは之より先、醍醐の勝賢(靜遍廿五の年入寂)より小野流を傳へ、仁和寺上東院の仁隆より廣澤流を傳へしが、元久二年正月十日仁隆寂し此の年靜遍四十歳、かくて明年笠置の解脫上人に入室せるものにして彼れは奥書中に「罷所識」と云へるは從來の識る所を罷めたるにて轉宗の意を表明せるものである。而して靜遍の笠置入室の事實は高僧傳を初め從來の靜遍の傳記には傳へざる所にして、本書世に出で、初めて明にするを得たる史實である。次に第三奥は想ふに本書を眞如堂にて講讀せるものゝ如く、即ち十一月十五日より上卷を初め恐らく年内に中卷を了り、明年正月八日より續けて下卷を初め十五日に畢り、同聽聞輩三萬人許とは一の文學的表述なるべきも師上人の遂

に御所覽なくして終らせ給へる『般舟讚』を中心（約三分の一）とする『續選擇文義要鈔』は遺弟等の渴仰して止まなかつたことであらう。而して最後の第四奥には先づ「今年五十三參經北白川嶺殿」とあるは建保六年十月四日北白川嶺殿の善導大師御影前に參詣したることに關し、次に「非退非不退經十三ケ年」とは彼れが生年四十一（逆算仁安元年）の時笠置に入室せる年より數へたるものにして、建保六年の五十三は滿數を出したるものなることが知れる。これ恐らく此等の奥は本書下卷の講讀を終りたる正月匆々（十五日以後）の記載なりしが爲か、數へ年にては五十四歳に當る而して次には「綴此三卷私記」とありて本書は實に上中下の三卷より成ることが知れ『翼讚』并に『教典志』に『一卷』とあるは誤にして『章疏錄』に「三」とせるの正しきが明となつた。然り而して彼れは最後に再び「建保六年九月比」の詠と稱する和歌一首を記して擱筆して居る。茲に於てか吾人は彼が「以一首續前詠」と云へるを守りて彼此對比するに、前者の聖道的にして「□ゑらの露にかゑらずもがな」と切に道心の退轉せざらんことを佛神に祈請せるに對し、後者は「もとのしづくのさもあらばあれ」と恰も大願力に乘托する淨土的詠風なることに氣づく。されば此間の心的過程に何等かの消息を此奥書以上に索めねばならぬ。而してこれは靜遍に心圓なる改名ある事實によつて示され、やがて本書の作者は後の心圓（本書の文中に「釋心圓」の名を用ひ靜遍と云はず）なる元の靜遍たること疑を容れざることを啓明するであらう。即ち『法然上人傳記』（九卷傳）の「靜遍僧

都往生事」と題する下に云

禪林寺僧都靜遍は大納言頼盛卿の息、弘法大師の門人として醍醐の座主勝賢僧正にしたがひて小野流をうけ、仁和寺の上乗院の仁隆法印を師として廣澤の流を傳て爾流を一器にうつせる深奥の眞言師なりき。然を世舉て上人所造の「選擇集」を依用し念佛に歸する人耳目にあまる、嫉妬の心を發て選擇を破して念佛往生の道をふさがんとたくみ、破文をかくべき料紙まで用意して是を披見し給ほごに、日比の所案にははたと相違して末代惡世の凡夫の出離生死の道は早く念佛にありけりと見定て、則念佛に歸して返て「選擇」を賞翫するあまりに「續選擇」を作りて年來嫉妬の心をもて是を破せんとたくみし事、大なるが也と後悔して「選擇集」を頂戴して大谷の墳墓に參りて泣く悔謝をいたす詞にいはいはく「今日よりは上人を師として念佛を行すべし聖靈照見を垂れて先非をゆるし給へ」と。其後遂に高位の崇班をのがれて心圓房と名を付けて一向專修の行を立て、偈を結て云「一期所案極、永捨世道理、唯稱阿彌陀、語嘿常持念」と。世の道理を捨といへるは世人念佛に付て無盡に義をいふにいづれも皆一分の義理なきにあらず、然て我は只常に名を稱して忘れずとの給へり。又法照禪師の五會法事讚に曰「彼佛因中立弘誓、聞名念我惣迎來」、此七言八句の文を誦してこそ淨土宗の肝心念佛者の目足よと常には申されける。一期の間退轉なく語嘿常に持念して貞應三年四月二十日往生を遂られき。(下略)

又、永和四年靜見の勘録に係る『法水分流記』（佛教史學會戊午叢書第一期第一回刊）に

號後禪林寺大納言僧都也、始從醍醐座主勝憲僧正受小野流、後師事仁和寺上乘院仁隆法印傳廣澤流、空上人沒後披閱選擇集歸上人御德殊立一向專修義後名心圓又從明遍僧都聞淨土宗義、建曆二當四十七歲、貞應三甲中四月二十日入滅五十九歲

とありて歲月年齢等、全く『續選擇文義要鈔』の奥書のそれに一致し、鈔の下卷「大文第三選擇所依求續門」に「釋心圓」とあるは、實に本書の作者にして元の靜遍たること寸毫も疑を存せず、註書に「續選擇」又は「續選擇集」とあるは何れも本書の略名若くは義名であることが明瞭となる。

而して予の看見の及ぶ所、靜遍の笠置入室を傳ふるものあるを知らず、然るに本書の奥書に自ら之を記せるは何等疑ふべき餘地がないと思ふ。されば彼れの笠置に入りしは建永元年にして、解脱上人貞慶は昨年十月吉水教團彈劾の草案を認め（興福寺奏狀別進）更に其の前年比叡の大衆は念佛停止の訴（七箇條起請文）を出す如く、靜遍の其所に至りし以前已に反吉水教團の運動は漸く熾盛ならむとし、已に今年吉水門下の邊西行空の二人は罪せられ（三長記）明年二月には南都興福寺の僧徒は更らに僉議を重ねて終に朝廷に上表して吉水の罪狀を數へ（興福寺奏狀）風雲頗る急ならむとした。かくて遂に同年同月八日法然上人は土佐の國に流罪（宣下狀）に處せられたのである。茲に於てか笠置にある靜遍に破選擇の意ありし理由も解せられる。然るに建曆二年正月二十五日源空上

人御往生、次で翌年二月三日解脫上人入寂。然り而して靜遍は或は明遍僧都（分流記、蓮門宗派）或は隆寛律師（翼讀所引）の手引によりて淨土敎に歸したるものにあらざるか。或は本書を北白河にて校讀せる邊より想へば源智と交りありしか。彼の奥書に建保六年九月頃の歌と云へるは將に選擇集讚仰の高潮に達せる信念を披瀝せるものにして、同年十月遂に『續選擇文義要鈔』を成し同月四日之を善導大師（法然上人の偏依善導と私淑し、又今鈔の中心をなせる新發見の聖敎「般舟贊」の作者なる）の御影向の前に校讀し、其年の冬十一月十五日より眞如堂に上卷を開讀して歲内に中卷を了り明年正月八日より下卷を開き十五日に之を畢る。嗚呼、名を改むるまでに精神生活を替へたる心圓其の人にして、今や過去を回顧述懐する秋や果して奈何、蓋し彼れには之を兩時代のまことのことばとして表現したる二首の和歌を以つてするより術はなかつたのである。

## 三

『續選擇文義要鈔』は其名の示すが如く『選擇集』の續編として著作され、先づ彼に續く所以を三部門に分ち示すものであることが考へられる。何となれば今の下卷の題次は「大文第二選擇名數加續門」を以つて始め、次に「大文第三選擇所依求續門」を以て終るからには、上中兩卷に收むる部門の名は知れざれど「大門第一」（下卷大文第二の五箇續選擇の第一に附したる普賢選擇の下に「見上卷頓漸分別門」とあるは想ふに其の細料なるべきか）を冠する本書の第一部にして、全編三部門

より成ることは疑を容れないからである、而して第二部は紙數五丁半に互り選擇集に八箇の選擇(大經の選擇本願、選擇讚歎、選擇留教と觀經の選擇攝取、選擇化讚、選擇附屬と小經の選擇證誠と般舟三昧經の選擇我名)を載せたるに對して更に五箇の選擇を増補せるものにて、一に選擇成佛附選擇普賢、二に選擇涅槃、三に選擇能生、四に選擇大乘、五に選擇歸命を擧げ、般舟經、涅槃經、楞伽經、大經下卷并に起信論、大日經開題が次での如く引證されてある。而して本書の第三部は本論文の主とする所にして『般舟贊』の發見によりて選擇集の所依聖典に一を補遺せるもの、其の由來に至りては本文に明かである。即ち心圓は第三部の最初に左記の如く述べて居る。

粵有<sub>二</sub>善導秘釋一卷<sub>一</sub>號曰<sub>二</sub>依觀經等明般舟三昧行道往生讚<sub>一</sub>此秘書者雖載<sub>二</sub>靈巖圓行和尚請來錄內古今先德名<sub>一</sub>隔<sub>レ</sub>文就<sub>レ</sub>中源公稽古博達諸宗章疏淨土文籍廣涉<sub>二</sub>三朝<sub>一</sub>莫不<sub>二</sub>緣通<sub>一</sub>未<sub>二</sub>披閱<sub>一</sub>者今此一  
卷仍命<sub>二</sub>同法<sub>一</sub>遠訪宋朝<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>得空歸遺<sub>一</sub>恨唱<sub>レ</sub>滅今釋心圓建保五歲從<sub>二</sub>或貴所<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>圖傳<sub>レ</sub>之粗伺<sub>二</sub>書旨<sub>一</sub>  
觀經秘釋法事讀下如<sub>レ</sub>釋<sub>二</sub>小經<sub>一</sub>文義幽深雖<sub>レ</sub>迷<sub>二</sub>首尾<sub>一</sub>欲<sub>レ</sub>決無<sub>レ</sub>人欲<sub>レ</sub>閣有<sub>レ</sub>恨只得爲<sub>レ</sub>度恣握<sub>二</sub>翫之<sub>一</sub>  
遂選<sub>二</sub>十義<sub>一</sub>以續<sub>二</sub>選擇<sub>一</sub>雖<sub>レ</sub>恐<sub>二</sub>師睞<sub>一</sub>補源爲<sub>レ</sub>證詮機輿即生過<sub>レ</sub>書宜<sub>レ</sub>機法諸佛師無<sub>レ</sub>足來佛種待緣生  
自然智即是彌陀國界能所同歸<sub>二</sub>法爾常理<sub>一</sub>謬<sub>二</sub>記今案<sub>一</sub>彌責<sub>二</sub>本願<sub>一</sub>取捨任<sub>レ</sub>人感應仰<sub>レ</sub>佛云爾焉己  
これ移して又、本邦最初の般舟贊疏序文と見ることが出来ると思ふ。而して圓行和尚の般舟贊請  
來、法然上人の御所覽なかりしこと并に入宋沙門明信と般舟贊との關係は、向の端書にも示せる如

く之を吾人の創刊號における前稿と今の續選擇に現れたる史實とを對照せば頗る明瞭となることは説明するまでもない。かくて心圓は般舟贊を解釋するに十門の秘義を分ち、一に正雜子互讚門、二に三敎諸敎頓漸門、三に心蓮本願自證門、四に本國他方元二門、五に迷悟不增不減門、六に闡提廻心皆往門、七に恒憶惡趣增心門、八に定散俱廻得益門、九に生死涅槃不攝門、十に本初一念往生門を開き、各々に廣く般舟讚文を引きて私釋を施すこと全く選擇集の體例に倣つて居る。試みに其の引文の量を知り、奈何に彼等が新發見の聖典に隨喜したかを其所に彷彿せしむるも餘りに意味のないことでもあるまいと考へる。加之、今の本書は其の傳來が眞佛附弟顯智の舊藏なる邊より想ふに、我が宗祖親鸞聖人の御所覽本（たとひ本書は見すとも他の寫本にて）たりしこと想像に難からざれば、聖人の『敎行信證』における舟贊の引文と對査するも興味ある試みであると思ふ。即ち先づ『續選擇文義要鈔』にのみ有する文は

- 初右又說種々乃至何能得入(百四十五字)……………一
- 初左行者等乃至慊恨也(廿五字)……………一
- 二右以此善根乃至爲正囚也(十四字)……………一
- 二右亦須知乃至應知(廿一字)……………一
- 二左釋迦如來眞報土  
乃至鈍根無智難開悟(十句)……………二
- 二左一日七日專稱佛  
乃至即得不退證無生(四句)……………二
- 三右貪瞋即是輪廻業  
乃至廣大寬平無限量(十二句)……………七
- 三右我得菩提當心坐  
乃至極樂安身實是精(八句)……………三
- 三左釋迦如來因地時  
乃至各各隨悟到眞元(十二句)……………四

- 四左 欲到彌陀安養國  
乃至畢命不退證無爲(八句)……………三
- 五右 大小小僧祇恒沙劫  
乃至增長地獄苦因緣(六句)……………三
- 五右 貪瞋十惡相續起  
乃至西方要法未曾聞(八句)……………七
- 七左 一切時中相續作  
乃至讚歎淨土難思議(八句)……………九
- 九右 隨逐本國諸菩薩  
盡是無爲涅槃界(二句)……………九
- 九右 雖捨鈔財造功德  
乃至普教敬須臾即入寶池會(八句)……………三
- 九左 善勸同生知識等  
乃至被毛戴角何時了(八句)……………七
- 十一左 一到彌陀安養國  
元來是我法王家(二句)……………九
- 十二右 化天童子無窺數  
乃至不飢不渴湛然常(四句)……………五
- 十二左 行住座臥心相續  
乃至二昧得成心眼開(六句)……………九
- 十三右 涅槃快樂無爲處  
乃至坐處聖衆無央數(四句)……………九
- 十四右 行住進止逍遙樂  
不愁官事不憂私(二句)……………七

- 十四左 彌陀願力莊嚴地  
作一蓮華大寶王(二句)……………三八
- 十五右 一坐華台未曾動  
微窮後條度衆生(二句)……………三八
- 十五右 普勸衆生常憶念  
行住坐臥令心見(二句)……………三
- 十五左 一到即受法虛樂  
乃至分身聽法修供養(八句)……………九
- 十六右 得蒙諸佛慈光照  
乃至諸佛智惠亦同然(八句)……………四
- 十六右 到處盡是法王家  
乃至一切善業廻生利……………九
- 十七右 一切善業廻生利  
乃至即是衆生增上緣(六句)……………一
- 十八左 專心念佛斷貪瞋  
廿右 普勸衆生護三業……………七
- 廿左 淨土莊嚴無有盡  
乃至彌陀佛國亦無增(六句)……………五
- 廿左 不爲餘緣光普照  
乃至念佛一行最爲尊(四句)……………一
- 廿一右 悲心拔苦趣三界  
乃至分身六道度時機(四句)……………九
- 廿二右 本住他方行坐處  
乃至隨根利鈍起增位(四句)……………三



廿四左 般舟三昧樂

乃至凡夫六道永無名(十二句)……………五

廿五左 若聞此法希奇益

乃至命斷須臾生安樂(四句)……………七

廿五左 念佛即是涅槃門

廿八右 善友告言專合掌

乃至廻心念佛罪皆除(六句)……………六

廿九左 普勸十方生死界

乃至十地行願自然成(六句)……………三

廿九左 心地慈悲巧方便

以佛爲師無錯悟(二句)……………三

廿九左 定善依經十三觀

乃至即是如來異方便(十句)……………八

卅左 却推乃至(心)識乃至有云

乃至得智乃至應知(二百十四字)……………十

右の文は皆『敎行信證』には引用せられざるものにして、票文の上に出す數字は『般舟贊』の丁附

下に出すは『續選擇文義要鈔』大文第三の十門即ち引用文の所屬を示したのである(本文は文義要鈔を出し之に校異を脇註す、但し本文中に括弧を以つて註するは鈔の脱字を表す)。

次に『續選擇文義要鈔』と『敎行信證』と西方に引用されたる『般舟贊』の文は左記の如くである但し今對查せる『敎行信證』は著者聖人の眞筆と傳ふる東京報恩寺藏阪東本(影寫本)、と同じく西本願寺本と同本なる加賀弘願寺藏蓮如上人傳持本を寛永版に對校せる校合本とを用ゐ、文の下に出す『敎行信證』の丁附は寛永本のそれである。(本文は敎行信證、校異は文義要鈔)

初右敬白一切乃至無上信心

(三十五字)……………信本十四

頓敎菩提藏(四句)……………行四十

二左 瓔珞經中說漸敎乃至即是

……………二

三右萬劫修功實難續一時煩惱  
百千問(二句)……………化本十二  
右

五右微塵故業隨智滅不覺  
轉入真如門(二句)……………行廿二  
右

三左門門不同八萬四乃至一聲  
稱念罪皆除(四句)……………行廿二  
右

八右唯恨衆生疑不疑乃至意在  
專心廻不廻(四句)……………化本廿七  
信末七  
左

四右佛教多門八萬四正  
爲衆生機不同(二句)……………信末十一  
右

十二左何期今日至寶國乃至彌陀  
淨土云何入(四句)……………信末八  
化本廿七  
右

四右佛教多門八萬四乃至先求  
要行入真門(四句)……………化本廿二  
左

十七右得免娑婆長劫難乃至選得  
彌陀弘誓門(四句)……………行廿二  
右

四右門門不同各漸教萬劫  
苦行證無生(二句)……………信末十一  
右

卅右定散俱廻入寶國卽是  
如來異方便(二句)……………化本十二  
左

四右門門不同各漸教乃至二惡  
四趣內安身(八句)……………化本十二  
左

而して左に『教行信證』にのみ引用されたる『般舟贊文』を擧ぐれば(校異は般舟贊原文)

三右若待娑婆證法忍乃至六道恒沙末期(二句)……………化本十二  
左

……………化本十二  
左

三左一切如來說方便乃至各得悟解入真門(四句)……………化本廿二  
左

……………化本廿二  
左

十二右或道從今至佛果乃至何時劫出娑婆(四句)……………信末八  
右

……………信末八  
右

十二左得生淨土報慈恩……………化本十二  
左

……………化本十二  
左

卅左白諸行者乃至頓絕也(五十八字)……………信末五  
右

……………信末五  
右

以上の對查は果して吾等に奈何なる暗示を與へるものであらうか。一見吾祖御所引の般舟讚文の多

くが續選擇文義要鈔のそれと一致するものあるを更に今本の傳來に思ひ合せて、或は聖人は本書より間接に引用されしにあらざるかと考ふるが如きは明かに憶想であると思ふ。吾人は反證のなき限り斷々乎として我が祖聖は般舟贊より直接に御引用あらせられたことを主張したい。右に出せる信卷末五丁右の五十八字を初め、信化兩卷における十一句の文は之を具體的に表明するものである。

然るに本書は吾人の所見下卷のみなれば上中兩卷を得たらんには、更らに多くの引文を知りて教行信證にのみ引用せられたりとする部分も實は已に文義要鈔に引く所なるを發見するなきやと疑ふものあらむか、請ふ須らく「大文第三選擇所依求續門」の初め般舟贊現流の由來を述べて之を解題し殊に「文義幽深にして首尾に迷ふと雖も、決せんと欲すれば人なし、闇をかんと欲すれば恨あり、たゞ得たるを度として恣に之を握翫す」云々と茲に初めて般舟贊に手を觸れることが述べられてあるに眼をそゝがしめよ、吾等は其所に此より先、恐らく般舟贊に言及する所なく隨つて又引文のこれなきに想倒するであらう。加之この第三門を通觀すれば選擇集の所依聖典として般舟贊を加續すと云ふよりも、むしろ般舟贊の註釋と見ることが出来るほどである。試みに讀者は「大文第三選擇所依求續門」の十一字を去りて、之に般舟讚の疏釋的立名を與へて大門第二と裁斷せば、宛然これ獨立せる一部の般舟贊疏であることに何人も異議はないと信する。吾人は此の意味において日本最初の般舟贊註疏としても之を推獎するに吝ならぬ。而して此の『續選擇文義要鈔』が般舟贊現流

の根本史料たることは、これ以上に多言を須ゐるまでもなく最早明瞭なことである。

附記、この『續選教文義要鈔』は大谷大學内佛敎史學會出版の戊午叢書第二期第二回配本として近く刊行する筈である。因に又第一回配本には新發見の宗祖門侶交名帳その他を収むる内識がある。

——大正九、五、十日——